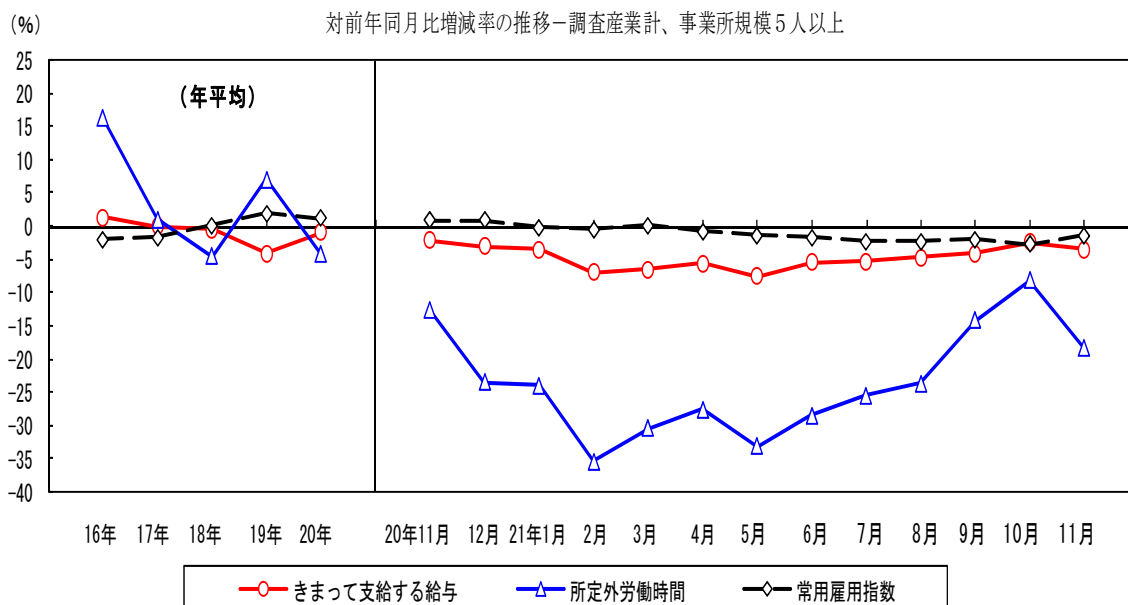


## 毎月勤労統計調査地方調査結果速報 福島県の賃金・労働時間・雇用の動き

平成21年11月分  
(平成17年基準)

(調査産業計・事業所規模5人以上)

- きまって支給する給与は前年同月比3.4%の減
- 所定外労働時間は前年同月比18.2%の減
- 常用雇用指数は前年同月比1.2%の減



平成22年1月22日

福島県企画調整部統計調査課

## 毎月勤労統計調査地方集計について

### 1 調査事項の定義

#### (1) 現金給与額

- ・ 「現金給与額」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の総額のことである。
- ・ 「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則、あるいは事業所の給与規則などによりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって所定外給与（超過労働給与）を含む。
- ・ 「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（超過労働給与）以外のものをいう。
- ・ 「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
- ・ 「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらずに労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ定められた契約や規則により支払われた給与のうち、次に該当するものである。
  - イ 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
  - ロ 3か月を超える期間で算定される手当等
  - ハ 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
  - ニ 労働協約、就業規則等の改定によるペースアップ等が行われた場合の差額の追給分
- ・ 「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

#### (2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間やいわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

- ・ 「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。
- ・ 「所定外労働時間数」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤などの実労働時間数のことである。
- ・ 「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

#### (3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にはならないが、午前0時から翌日の午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日となる。

#### (4) 常用労働者

- ・ 「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。
  - イ 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者
  - ロ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2か月間でそれぞれ18日以上雇われている者
- ・ 「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。
  - イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
  - ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者
- ・ 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者を除いた者のことである。

### 2 結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

また、対前年（対前月）増減率は、指数により算出している。ただし、ギャップ修正などにより指数が修正された場合においても、対前年（対前月）増減率の修正は行わない。

#### －利用上の注意－

- 1 「調査産業計」は、集計事業所数が僅少のため結果を公表していない産業を含んだ集計結果である。
- 2 すべての指数は、平成19年1月分から平成17年を基準時（17年平均＝100）としている（それ以前は平成12年が基準時）。
- 3 5人以上規模の事業所にかかる指数については、第一種事業所（事業所規模30人以上）に第二種事業所（事業所規模5～29人）の結果を含めた場合の指数である。
- 4 実数についてはギャップ修正を行っていないため、実数の動きと指数の動きは必ずしも一致しない。したがって時系列的な比較をする場合には、指数を使用することとしている。
- 5 概要表及び統計表の見方
  - (1) 「－」印は、調査あるいは、集計を行っていない。
  - (2) 「×」印は、集計事業所数が僅少のため、公表していない。
  - (3) 「△」印は、減少を意味する。
  - (4) 増減率の単位は%である。
  - (5) 算出方法
    - イ 指数＝調査結果の実数÷基準実数×100
    - ロ 労働異動率：入（離）職率＝入（離）職者数÷前月末推計労働者数×100

# 平成21年11月分結果の概要

結果の概況

(調査産業計、事業所規模5人以上)

<p>1 賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給与総額は、前年同月比5.6%減(12ヶ月連続の減少)の243,234円となった。</li> <li>きまって支給する給与は、前年同月比3.4%減(15ヶ月連続の減少)の234,535円となった。</li> <li>所定内給与は、前年同月比3.1%減(13ヶ月連続の減少)の218,030円となった。</li> <li>所定外給与は、前年同月差1,777円減(26ヶ月連続の減少)の16,505円となった。</li> </ul>
<p>2 労働時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総実労働時間は、前年同月比3.3%減(14ヶ月連続の減少)の153.0時間となった。</li> <li>所定外労働時間は、前年同月比18.2%減(15ヶ月連続の減少)の8.9時間となった。</li> </ul>
<p>3 雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常用雇用指数は、103.1で前年同月比1.2%減(8ヶ月連続の減少)となった。</li> </ul>

(調査産業計、事業所規模5人以上)

賃金 「一人平均」	現金給与総額 243,234円 (△5.6)	きまって支給する給与 234,535円 (△3.4)	所定内給与 218,030円 (△3.1)	所定外給与 (超過労働給与) 16,505円 < △1,777 >	特別に支払われた給与 8,699円 < △6,051 >
労働時間 「一人平均」	総実労働時間 153.0時間 (△3.3)	所定内労働時間 144.1時間 (△2.1)	所定外労働時間 8.9時間 (△18.2)	出勤日数 20.2日 < △0.1 >	所定外労働時間 (製造業) 12.9時間 (△16.1)
雇用 労働異動	常用労働者 651,069人 (△1.2)	一般労働者 489,138人	パートタイム労働者 161,931人	入職率 1.6%	離職率 1.0%

注) ( )内は前年同月比(%)、< >内は前年同月差(円、日)である。

## □ 賃金 (調査産業計・事業所規模5人以上)

区分	本県(円)	全国(円)	対全国比(%)
現金給与総額	243,234	278,328	87.4%
きまって支給する給与	234,535	262,557	89.3%
所定内給与	218,030	244,878	89.0%
所定外給与	16,505	17,679	93.4%
特別給与	8,699	15,771	55.2%

## □ 労働時間 (調査産業計・事業所規模5人以上)

区分	本県(時間)	全国(時間)	対全国差増減(時間)
総実労働時間数	153.0	146.5	6.5
所定内労働時間数	144.1	136.7	7.4
所定外労働時間数	8.9	9.8	△0.9

## □ 雇用 (調査産業計・事業所規模5人以上)

区分	本県	全国	対全国差増減(ポイント)
常用雇用指数	103.1	104.0	△0.9

# 1 賃金の動き（調査産業計）

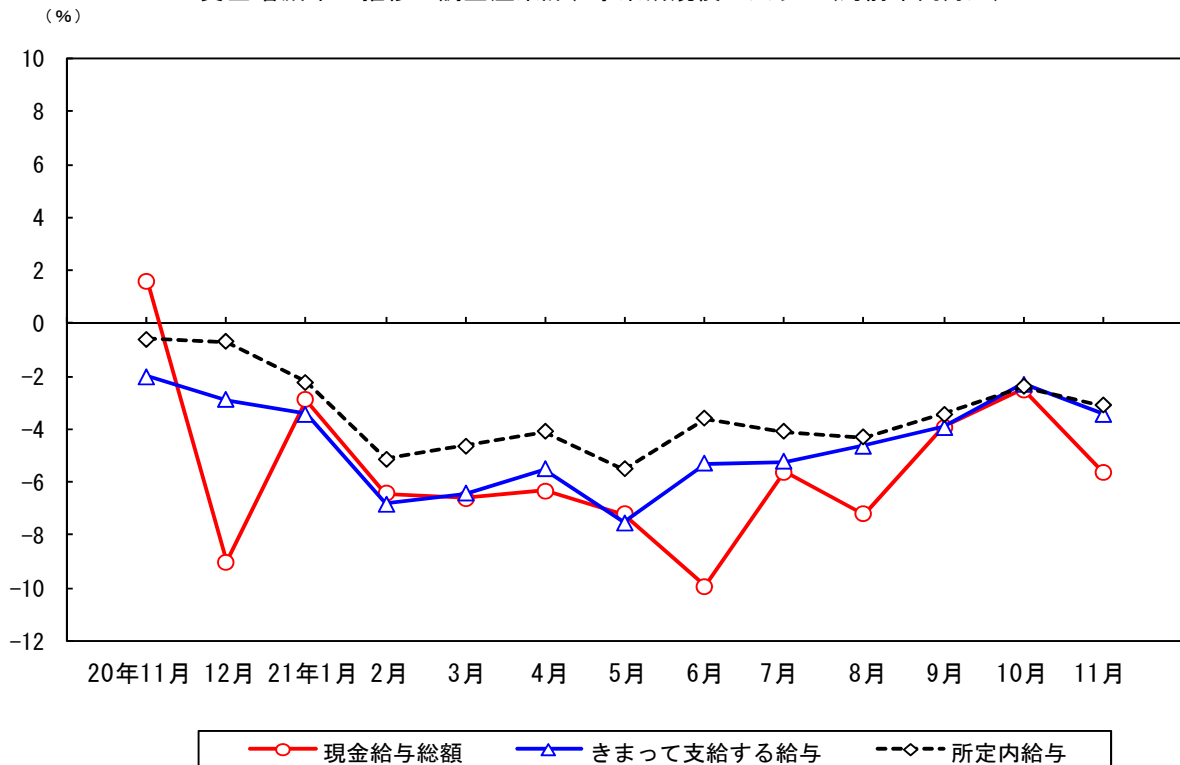
(1) 事業所規模5人以上（(2)の事業所規模30人以上を含む）

- ①現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）  
平成21年11月分の平均現金給与総額は前年同月比5.6%減の243,234円となった。
- ②きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）  
前年同月比3.4%減の234,535円となった。
  - 所定内給与  
前年同月比3.1%減の218,030円となった。
  - 所定外給与  
前年同月差1,777円減の16,505円となった。
- ③特別に支払われた給与  
前年同月差6,051円減の8,699円となった。

(2) 事業所規模30人以上

- ①現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）  
平成21年11月分の平均現金給与総額は前年同月比2.1%減の269,784円となった。
- ②きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）  
前年同月比2.9%減の259,259円となった。
  - 所定内給与  
前年同月比3.1%減の235,500円となった。
  - 所定外給与  
前年同月差770円減の23,759円となった。
- ③特別に支払われた給与  
前年同月差2,046円増の10,525円となった。

賃金増減率の推移－調査産業計、事業所規模5人以上(対前年同月比)



## 2 労働時間の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模5人以上（(2)の事業所規模30人以上を含む）

①総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）

平成21年11月分の総実労働時間は、前年同月比3.3%減の153.0時間となった。

②所定内労働時間

前年同月比2.1%減の144.1時間となった。

③所定外労働時間

前年同月比18.2%減の8.9時間となった。また製造業は、前年同月比16.1%減の12.9時間となった。

(2) 事業所規模30人以上

①総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）

平成21年11月分の総実労働時間は、前年同月比3.0%減の154.7時間となった。

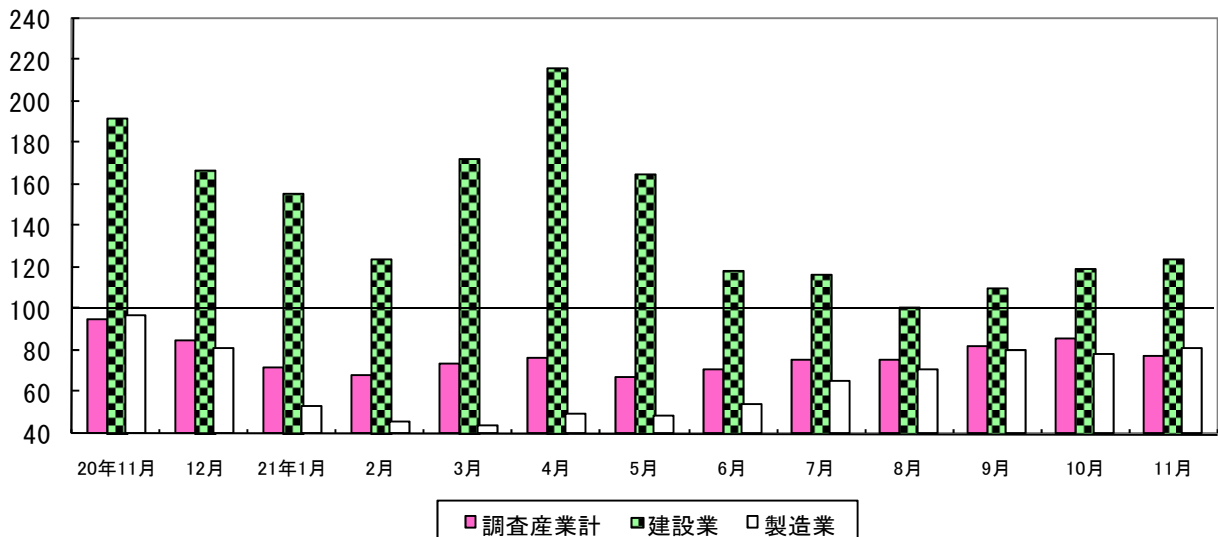
②所定内労働時間

前年同月比1.5%減の143.7時間となった。

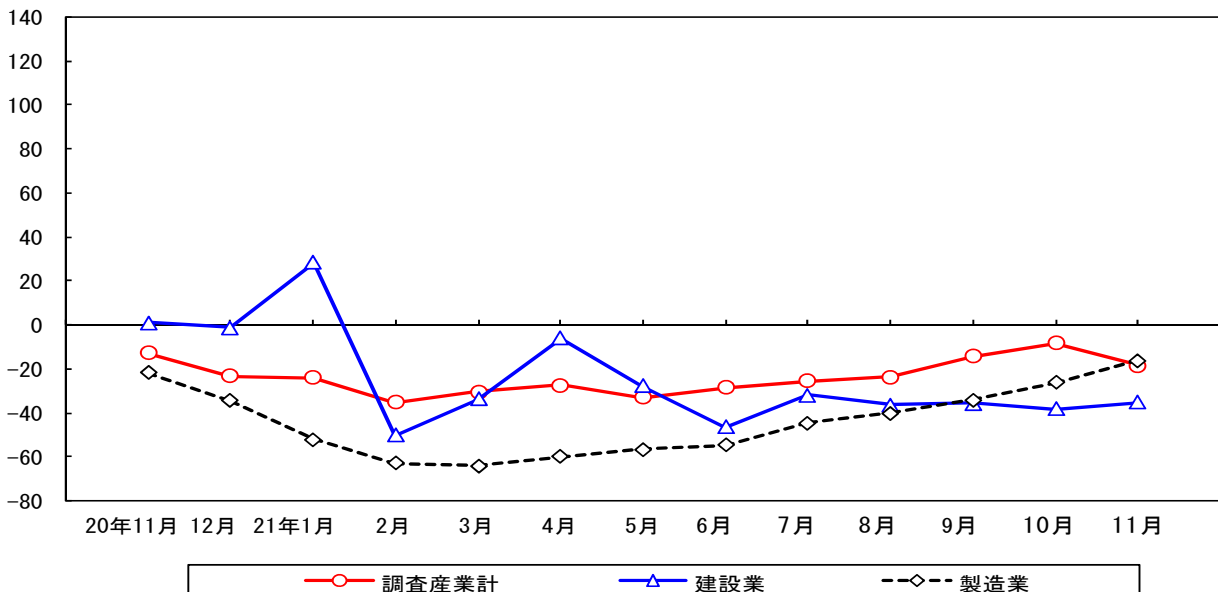
③所定外労働時間

前年同月比20.9%減の11.0時間となった。また製造業は、前年同月比20.4%減の14.4時間となった。

所定外労働時間指数の推移－事業所規模5人以上（H17年平均=100）



(%) 所定外労働時間増減率の推移－事業所規模5人以上(対前年同月比)



### 3 雇用の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模5人以上（(2)の事業所規模30人以上を含む）

① 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成21年11月分の常用労働者数（推計）は651,069人、常用雇用指数（平成17年平均=100）は前年同月比1.2%減の103.1であった。

② 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

前年同月差5.6ポイント増の24.9%となった。

(2) 事業所規模30人以上

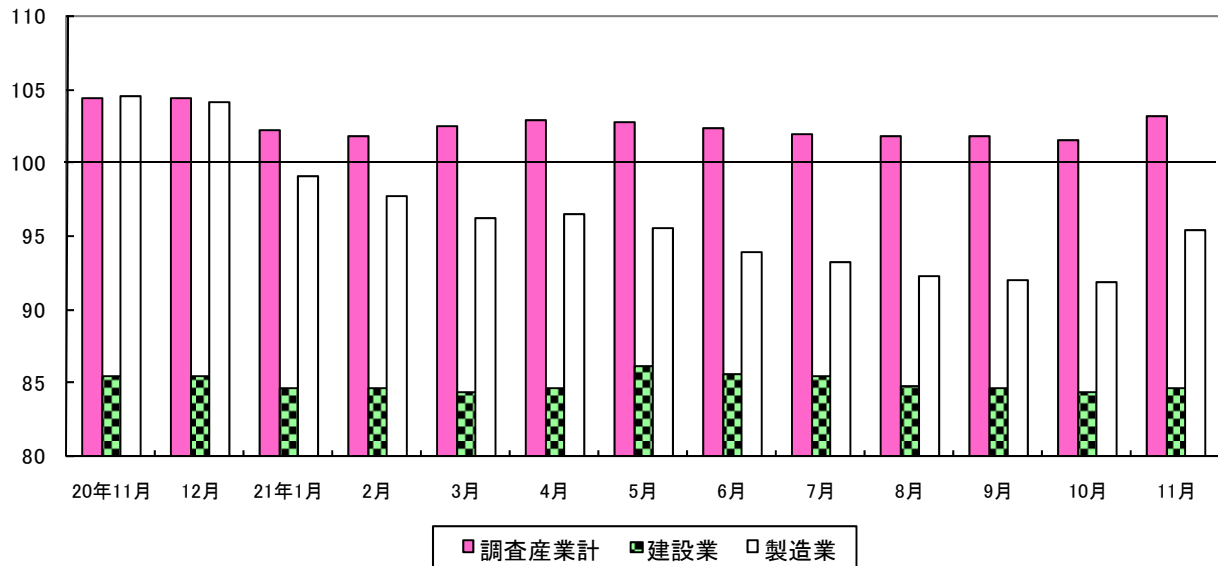
① 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

平成21年11月分の常用労働者数（推計）は363,573人、常用雇用指数（平成17年平均=100）は前年同月比4.4%減の102.9であった。

② 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

前年同月差4.7ポイント増の21.5%となった。

雇用指数の推移－事業所規模5人以上（H17年平均=100）



常用雇用の増減率の推移－事業所規模5人以上（対前年同月比）

